

No.	分類	該当箇所	質問	回答
1	総論		さいたまスーパーアリーナは県有施設だが、命名権等は株式会社さいたまアリーナが所有しているのか。今回の募集にかかる権利関係はどのような整理をされているのか。	愛称命名権を含む募集している各権利は埼玉県に帰属しています。弊社は、さいたまスーパーアリーナの指定管理者として、埼玉県から募集・選定・契約・契約後の本件にかかる運営等を指定管理業務として行っています。
2	総論	募集要項 11(3)	エリアネーミングライツの契約は埼玉県と株式会社さいたまアリーナどちらと締結するのか。契約内容はどのようなものか。	埼玉県、株式会社さいたまアリーナ、命名権者の3者で締結します。 契約内容は、埼玉県から命名権者にゲート等の愛称命名権を付与すること、命名権者が命名権料等を株式会社さいたまアリーナに支払うこと、命名権者が実施するブランドアクティベーションに関すること（Bゲート命名権、Nゲート命名権を除く）などです。 優先交渉権者が決定しましたら、優先交渉権者と契約内容の詳細は協議させていただきます。
3	総論		株式会社さいたまアリーナの指定管理期間は。また、契約締結後に指定管理者が変更になった場合はどうなるのか。	指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。指定管理者が変更になった場合は、次の指定管理者と同様の契約を締結し、権利義務を承継します。また、施設の愛称命名権等は埼玉県からエリアネーミングライツパートナーに直接付与する契約を締結しますので、指定管理者の変更による影響はありません。
4	総論	募集要項 3(3)留意事項	休館後の営業再開が令和9年4月1日より遅れた場合の対応（契約金額等の取扱い）はどうなるのか。	営業再開が遅れた日数に応じて、日割り計算により当該年度の命名権料を減額します。
5	総論	様式1	エントリーシート（様式1）は、具体的な内容まで記載する必要があるのか。 エントリーシート（様式1）に記載していない内容については、正式応募は認められないのか。	文字数が多くなっても構いませんので、できるだけ具体的にご記載ください。提案内容に管理運営上支障があるものが含まれる場合は、こちらからご連絡いたします。なお、エントリーシートに記載していない内容でも正式応募いただくことは可能ですが、インフラ整備に施設側の費用負担を希望する場合は必ず記載してください。
6	総論	募集要項 3(3)②	ブランドアクティベーション権に関する提案において、導入した資産の取扱いはどうなるのか。（資産の帰属先はどこになるのか。）	原則、命名権者に帰属する資産になります。提案内容により資産の帰属先を協議させていただきます。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
7	総論、契約		愛称権の権利元が埼玉県なのに、指定管理者である株式会社さいたまアリーナに命名権料等を支払うことに違和感がある。	埼玉県との協定によりエリアネーミングライツパートナーの募集を指定管理業務に位置付けており、本協定上、命名権料等の支払い先は株式会社さいたまアリーナとしています。
8	総論、契約		3者契約の場合、株式会社さいたまアリーナの財務書類等を確認した上でないと社内手続き上、応募できない。提供いただけるか。	提供いたしますので、経営財務課までご連絡ください。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
9	応募資格	募集要項 3(1)	①社内に複数の部門があり、それぞれの部門から別々に応募したいが可能か。 ②また、子会社・親会社（ホールディングス・事業会社）で別法人であれば別々に応募することは可能か。	①できません。1法人につき、応募できるのは1回のみです。 ②1法人につき、1回のみですので提案可能です。
10	応募資格・グループ	募集要項 3(1)	単独に応募した法人は、グループ構成員になることはできないとあるが、逆にグループの構成員になった場合は、単独応募の資格がなくなるということになるのか。	お見込みのとおりです。
11	応募資格・グループ	募集要項 3(1)	どういう場合にグループ応募が必要か。	ジョイントベンチャーでの応募、ブランドアクティベーション権を構成員で行使したい場合や複数企業での命名権料の負担や新たな提案を実施する場合はグループで応募ください。
12	応募条件	募集要項 3(3)	契約期間は年度途中でよいのか。	原則、4月1日から使用開始とし、契約期間の終了時期は3月31日としてください。開始時期について特段の事情がある場合は、ご相談ください。
13	応募条件	募集要項 3(3)	契約期間を5年未満としてもよいのか。	原則5年間としますが、特段の事情により始期を令和9年4月1日より後とした場合はこの限りではありません。
14	応募条件	募集要項 3(3)	5年超の期間で契約したい。	今回の契約期間は令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間としています。契約更新を保証するものではありませんが、今回契約に至った命名権者と優先して契約更新の交渉をさせていただきます。ただし、バリューアップ・ネーミングライツパートナーとの契約が更新されなかった場合は、すべてのエリアネーミングライツ契約も更新しないものとします。
15	愛称	募集要項 4	愛称を途中で変更することは可能か。	特別な事情がある場合を除き、原則、契約期間中の変更はできません。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
16	愛称	募集要項 4(2)ク	使用を禁止する愛称に「第三者の商標権及びその他権利を侵害するもの」とあるがどのように確認するのか。	応募者様側でご確認ください。 ネーミングライツの中核的な権利は商標登録の区分「第41類」に含まれていると考えていますが、愛称の使用方法によっては、その他区分も含まれる可能性があります。
17	グループ	募集要項 3(1)ウ	グループ応募した場合、契約は構成員全員と締結することは可能か。	構成員の全員または構成員の代表者と締結できます。（埼玉県・弊社・構成員全員または構成員代表者との契約になります。）
18	グループ	募集要項 3(1)ウ	グループ応募をする場合、構成員間で一定の資本関係が必要など条件はあるか。	ありません。
19	応募手続き・グループ	募集要項 8(2)	「グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る書類を提出してください。」とあるが、グループ応募した場合、「ア 提出書類」のうちグループ応募構成員すべてが提出しなければいけないもの、代表者のみが提出すればよいものは何か。	構成する全ての法人等に係る書類提出が必要なもの。 ②法人等の概要（様式3） ⑥埼玉県内の事業実績（任意様式） ⑦役員名簿（様式5） ⑨会社概要及び今後の事業計画書（将来3～5年程度を念頭に策定した中期経営計画や経営戦略等） ⑩直近3か年の決算報告書 ⑪登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ⑫法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出してください。 ※法人都道府県民税、法人事業税の納税証明書について、埼玉県内に事業所がない法人等は、本社所在地を管轄する都道府県が発行したものを提出してください。 代表者のみ書類提出が必要なもの。 ①GMOアリーナさいたま エリアネーミングライツパートナー申込書（様式2） ③誓約書（様式4） ④企画提案書（3(3)応募条件等に記載した①②に関する提案内容）（任意様式） ⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（任意様式） ⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
20	応募手続き	募集要項 8(2)	当社事業との親和性について確認とは何か。	事前相談の中で、応募予定企業の業種、業界や提案内容を確認し、エリアネーミングライツパートナー募集目的に合致しているものか、現在の運営等への影響など確認させていただきます。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
21	応募手続き	募集要項 8(2)	事前相談は必ず行う必要があるか。	必ず行ってください。 様式1エントリーシートのご提出後に弊社から記載の連絡先にご連絡します。改めて公募内容をご説明の上、エリアネーミングライツに期待することを確認の上、認識に齟齬がないか確認します。 なお、事前相談を行ったら提案をしなければならないということはありませんので、お気軽にご相談ください。
22	応募手続	募集要項 8(2)ア 企画提案書	企画提案書はHPに掲載のフォーマットを使用する必要があるか。任意様式とした場合に、構成や順番はHP掲載のフォーマットと同じにする必要があるか。	企画提案書は任意様式としているため、募集HP掲載のフォーマットを必ず使用しなければならないというものではなく、構成や順番もご提案者様が提案しやすい形で作成いただいて構いません。ただし、任意様式で提示している題目は選定基準に定める評価項目となっているため、漏れなく記載いただくようお願いします。
23	権利	募集要項 3(3)	購入した権利について他社に譲渡・貸与することは可能か。 愛称について他社または他社商品由来のものを指定できるか。	第三者への譲渡・貸与はできません。 なお、他者の商標権その他の権利を侵害するおそれのある愛称を使用することはできません。
24	権利	募集要項 5(2)	メリット付与の提案はどのような内容を想定しているのか。	弊社が想定している権利は募集要項5(2)で例示しているとおりですが、そのほか応募者様で行いたい内容等ありましたら経営財務課までご相談ください。(施設利用日程の優先交渉、ブランドアクティベーションスペース・広告看板の提供、けやきひろばを利用したイベントの開催、弊社自主事業への協賛等) なお、メリット付与の提案は審査の対象外です。
25	権利	募集要項 5(2)	メリット付与の提案として、さいたまスーパーアリーナで行われるイベントチケットを斡旋してもらえるか。	提案頂くことは可能ですが、弊社はチケット販売権を有しておらず、確約できるベネフィットではございません。
26	権利	募集要項 3(3)	3F西屋外スペース、3Fラウンジ、5F北コンコーススペース、1F南屋内スペースにおける事業展開について、株式会社さいたまアリーナが委託している飲食提供事業者への業務委託は必須なのか。 事業展開にあたってのその他制約などはなにか。	弊社が委託している飲食提供事業者に原則、業務委託してください。ただし、事業展開に支障がある場合は、協議させていただきます。 そのほか、清掃・警備等における指定登録会社の使用など一部指定がありますので、支障がある場合は、協議させていただきます。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
27	費用負担	募集要項 6(1)	愛称使用に伴う看板等の架け替えに係る費用負担、工事実施主体及び設置・変更した看板等の管理責任はどうなるのか。 同様に、ブランドアクティベーション権に関する提案内容についてはどうなるのか。	弊社が工事の施工主として実施しますが、設置工事・その後の維持管理に係る費用は命名権者から当社に支払うことで負担いただきます。管理責任は当該資産の所有権を有する者が負います。 ブランドアクティベーション権に関する提案も同様です。
28	選定基準	募集要項 11 別紙3	各項目の得点はどのように決めるのか。	①命名権料は契約期間における総額の相対評価により算出します。 ②ブランドアクティベーション、③愛称、ブランディング、社会地域貢献、④経営の安定性等は選定委員が選定基準詳細（別紙3）の視点により評価し、それをもとに得点を算出します。
29	選定基準	募集要項 11 別紙3	各選定項目及び合計得点の最低基準点等は何点か。特定の選定委員が最低基準点を下回る評価をした場合、適用されるのか。	①命名権料は募集要項3(3)の表に掲げる希望金額未満のものは不可とし、最低基準点は設けておりません。 ②ブランドアクティベーション、③愛称の妥当性、ブランディング、社会・地域貢献、④経営の安定性等の選定項目の最低基準点の点数は非公表とさせていただきます。 各選定項目の得点は選定委員全員の評価点を踏まえて算出し、当該算出額が最低基準点を下回った場合に適用します。
30	選定基準	募集要項 11 別紙3	選定委員会の構成・人数は。	選定委員会は施設所有者（埼玉県）、施設運営者（株式会社さいたまアリーナ）及び外部有識者（公認会計士）で構成します。選定委員の職・氏名は選定結果の公表と併せて公表します。
31	選定基準	募集要項 11 別紙3	経営の安定性・健全性、過去の不祥事等の有無はどのように判断するのか。	提案者の財務状況、提案内容について提案者の事業継続に支障がないものか等の視点で審査を行います。過去の不祥事等については、その社会的影響も含めて審査します。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
32	選定基準①	様式 2	休館期間中も愛称を使用することができるか。	契約期間の始期を令和9年4月1日としますので、休館期間中（令和8年度中）の愛称の使用は想定しておりません。
33	選定基準①	募集要項 11 別紙 3	複数のエリアネーミングライツを購入する場合の審査はどのように行われるか。	対象権利ごとに審査を行います。複数の権利を同時購入することによる加点はありません。
34	選定基準①	募集要項 11 別紙 3	命名権料について、年ごとに金額を変更する場合、評価額はどのように計算されるか。	契約期間中の命名権料の総額により評価します。
35	選定基準②③④	募集要項 11 別紙 3	②ブランドアクティベーション、③愛称、ブランディング、社会地域貢献、④経営の安定性等については、第1位を満点とした相対評価で採点するか。	選定基準詳細（別紙3）を参考に、選定委員による絶対評価を行います。
36	選定基準②	募集要項 11 別紙 3	愛称の文字数に上限などはあるか。	文字数に上限はありません。審査内容は選定基準詳細（別紙3）のとおりです。
37	選定基準②	募集要項 11 別紙 3	提案の目的とGMOアリーナさいたまの経営・事業との親和性とは何か。	ご提案内容がGMOアリーナさいたまの設置目的に合致するものか、運営等に影響を与えるものではないか評価する項目になります。
38	選定基準①②	募集要項 11 別紙 3	命名権料の一部を②ブランドアクティベーションの原資とすることは可能か。たとえば、命名権料を毎年4千万円を支払うものとして、そのうち毎年1千万円を原資として、埼玉県または株式会社さいたまアリーナに提案事業を実施してもらうなど。	②ブランドアクティベーションは命名権料とは別に提案者負担で実施するものとしてご提案ください。 ご質問のケースでしたら、①命名権料を毎年4千万円として、提案者様が1千万円を費用負担することで実施する②ブランドアクティベーションの提案を記載ください。
39	選定基準③	募集要項 11 別紙 3	「地域性（埼玉県内の事業実績等）」について、県内の事業所は考慮されるのか。	県内の事業所は、事業実績等として考慮します。
40	応募条件	募集要項3(3)	ブランドアクティベーション権の提案として、3案のうち1案のみを実施するといった提案は可能か。	提案内容のいずれかを実施するという提案はできません。最良と考える1つを提案してください。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
41	代理店		応募に当たって、代理店に各種業務を依頼することを検討している。代理店側の手数料率の指定はあるか。代理店手数料の支払者は誰になるのか。	こちらからは手数料については指定しません。代理店手数料や支払いについては代理店と応募者様の間で決めてください。
42	代理店	募集要項 8(2) 様式2	GMOアリーナさいたまエリアネーミングライツパートナー申込書（様式2）に記載する命名権料等に代理店手数料は含めてよいか。	代理店へ支払う手数料は含めないでください。契約締結後に弊社に支払う額（税抜き）を記載ください。
43	代理店	募集要項 8(2) 様式3、様式5	提出書類の作成、手続き、問い合わせを代理店が行うことは可能か。	代理店が提案者に代わって、提出書類の作成や弊社へのお問い合わせを行うことは可能です。 応募手続きは提案者が行ってください。代理店が行うことはできません。 ただし、代理店からのお問い合わせに対して提案者に関する情報を当社からは開示できませんし、代理店が作成した書類であっても提案者が了承・確認したのものとして受領します。
44	海外	募集要項 8(2)	日本以外を拠点としている企業のため、日本の納税証明書が提出できない。	経営財務課までご相談ください。その場合、拠点とされている国において相当する書類の提出を求められることがあります。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
45	海外	募集要項 11	日本語以外での言語を使用して、問い合わせ、事前相談、申請はできるか。	提出書類については、日本語で作成ください。 日本語での作成が難しい書類については、経営財務課までご相談ください。 問い合わせ、事前相談は日本語の翻訳者をつけてください。
46	提案内容		事業提案の検討や工事金額の見積のため、現地を確認したい。	経営財務課までご相談ください。日程調整をさせていただきます。 電話番号：048-600-3011 メールアドレス：partner@saitama-arena.co.jp
47	提案内容	募集要項 3(3)②	ブランドアクティベーション権に関する提案について 既存設備の入れ替えを伴うような提案も可能か。	可能です。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
48	提案内容	募集要項 3 (3) ②、11 別紙3	ブランドアクティベーション権に関する提案について 自主企画事業を実施することにより、にぎわいづくりを行うような提案は可能か、それは審査の上で評価されるのか。実施する場合、日程のスケジュール調整はできるか。	いわゆるソフト面での取組も提案可能です。 選定基準に記載されている導入効果（収益性・稼働率向上、来場者満足度、地域への影響）が認められるのであれば、総合的に評価します。 提案事業の実施日など日程の確約はできませんが、調整させていただきます。
49	メリット付与の提案	募集要項 5(2)	新しい愛称使用開始日に命名権者主催のイベントを開催したい。	メリット付与の提案として記載ください。 以下の点についてはご了承ください。 ・施設利用にかかる利用料金は別途ご負担いただきます。 ・他の命名権者からも同様の希望があった場合、愛称使用開始当日の開催が叶わない可能性があります。
50	費用負担	募集要項 3 (3) ②	どのようなインフラ整備であれば、株式会社さいたまアリーナが費用負担するのか。 その基準は、負担額の上限などはあるのか。	以下の場合、施設側の使用割合を考慮して、施設側で一部または全額の負担をすることが可能です。 ・ブランドアクティベーション権に関する提案を実現するためにインフラ整備が必要であること ・インフラ整備の内容について、施設側も使用すること なお、負担額の上限は定めていませんが、負担額は施設側の便益との比較衡量で判断します。
51	費用負担	No.50の回答	施設側の便益とは具体的にどういうことか。 インフラ整備の費用負担の可否・割合は、株式会社さいたまアリーナが判断するのか。	施設側が必要とする内容かつ契約中に提案内容とは異なる用途で使用可能な場合や、契約終了後も使用可能な場合です。 たとえば、法定耐用年数10年のインフラ設備への投資の場合で、施設側が必要としている設備であれば、契約年数の割合に応じて施設側が費用を負担します。（5年間の契約期間中は施設側は利用しないが、契約終了後施設側が使用する場合、施設側負担割合は50%） 費用負担の可否・割合は施設所有者である埼玉県と協議した上で、提案者様に結果を弊社からお伝えします。
52	費用負担	募集要項 3 (3) ②	施設のインフラ整備にかかる費用を負担してもらいたいが、負担額について施設側で見積を取ってもらうことは可能か。	可能です。事前相談の中で、提案内容をお聞かせください。必要なインフラ整備の概算見積を当社から提示します。

No.	分類	該当箇所	質問	回答
53	費用負担	募集要項 3 (3) ②、11	インフラ整備の費用負担が施設側で可能な場合でも提案者側で全額費用負担する場合、その点は評価するのか。	募集要項11に記載のとおり”費用負担の考え方”も評価の視点となっております。なお、評価点の算出にあたっては、選定委員会が募集要項に記載している導入効果・時期、運用方法などを含めて総合的に評価します。
54	費用負担	募集要項 3 (3) ②	施設側がインフラ整備の費用負担をした場合、資産の計上先はどちらになるのか。	埼玉県または株式会社さいたまアリーナになります。
55	選定後	募集要項 11	選定結果については、どのように通知されるのか。また、公表されるのか。	「GMOアリーナさいたまエリアネーミングライツパートナー申込書（様式2）」に記載の送付先に結果を通知します。また、次点での優先交渉権者には順位を通知します。 契約がまとまった段階で、命名権者、命名権料、応募申請団体数、選定委員の職・氏名、審査項目ごとの得点を公表します。（次点交渉権者以下の法人等の名称は公表しません。）
56	契約後		契約終了後に本権利は再度、公募するのか。	今回契約に至った命名権者と優先して契約更新の交渉をさせていただきます。ただし、契約更新の保証をするものではありません。 また、バリューアップ・ネーミングライツパートナーとの契約が更新されなかった場合は、すべてのエリアネーミングライツ契約も更新しないものとします。
57	情報公開	募集要項 11(4)	事前相談や提出書類、審査の内容は開示請求された場合、公開されるのか。	保護すべき法人に関する情報及び法人が行う事務又は事業に関する情報やその特定につながるものはすべて非公開となります。
58	情報公開	募集要項 11(4)	優先交渉権者とならなかった場合、後学のために全体の採点内容を知りたい。	ご希望があれば、応募者様ご自身の採点及び順位については開示させていただきます。なお、応募者の得点は命名権者以外の法人等の名称を伏せたうえで、命名権者の公表時に併せて公表します。